

原産地規則 コメンタール

～日本のEPA原産地規則の概要～

上 川 純 史

まえがき

1. 本書の成立等について

筆者は、EPA（経済連携協定）における原産地規則に係る解説として、

- ①「日本の原産地規則の概要—比較分析篇」（正篇、第2篇）を「貿易と関税」（注）の2006年6月号～2007年1月号及び2007年12月号～2008年3月号に、
 - ②「日本の原産地規則の概要・実務篇」（正篇、第2篇）を「貿易実務ダイジェスト」（注）の2006年8月号～2007年7月号及び2007年11月号～2008年4月号に、
- それぞれ断続的に掲載を行うとともに、
- ③「原産地規則を巡る最近の動きについて」を「貿易実務ダイジェスト」（注）の2009年1月号に掲載したところである。

①及び②は、シンガポールEPAからタイEPAまでの原産地規則を対象とし、③はアセアン包括EPAの原産地規則に焦点を当てたものであるが、その後多くのEPAが発効し、後述の通り、2021年2月時点においては19本のEPAが発効している。

新たに発効したEPAの原産地規則に関しては、様々な解説書、ウェブサイトにおける解説が発刊・公表されているが、それらを見ると、原産地規則の個々のルール自体についての説明は、必ずしも十分に詳細なものとはなっていないのではないかと思われるものが多いように筆者には感じられる。

以上を踏まえ、タイEPA以降のEPAも含めて、上記の「貿易と関税」及び「貿易実務ダイジェスト」における解説を組み替えた上で大幅に加筆する形で本書を策定するものである。

なお、後述する理由により、本書が対象とするEPAはオーストラリアEPAまでの14本のEPAとなっていることを予めご了承ください。

いわゆるメガEPAであるTPP11協定及び日EU EPAに係る解説を期待される読者も多いものと理解するが、それら2つのEPAにおける原産地規則の大部分の内容は、本書における解説によりカバーされているところ、それらの解説を参照されたい。

また、上記の2つのEPAの条文の解釈に関しては、本書の第3部においてオーストラリアEPAの逐条解説及び、オーストラリアEPAの条文とTPP11協定及び日EU EPAの各条文との対照表を掲載したので、当該対照表を用いて、TPP11協定及び日EU EPAがそれぞれ対応するオーストラリアEPAの条文の解説を参照されたい。ただし、TPP11協定及び日EU EPAには、オーストラリアEPAには存在しない条文があるところ、当該存在しない条文に係る説明についての記載はない点について読者諸氏のご寛容をお願い申し上げます。

（注）「貿易と関税」及び「貿易実務ダイジェスト」はいずれも日本関税協会発行。ただし、「貿易実務ダイジェスト」については、2013年12月号をもって廃刊され、「貿易と関税」に統合されている。

2. 本書の構成及び使用法について

目次をご覧くださいと分かる通り、本書は大きく分けると6つの部分から構成される。

すなわち、

第1部 序論

第2部 主要な基本的概念

第3部 EPA原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

第4部 代表的なEPA品目別規則の解釈

第5部 参考事項

付録（参考論文）

である。

これらのうち、本書の中心をなすのは、第3部及び第4部である。

第3部においては、オーストラリアEPAの原産地規則章の個々の条文について逐条解釈を試みており、また、第4部においては、EPAの品目別規則の代表的なものについて説明を加えている。

第2部は、第3部及び第4部を読み進める際の基礎となる概念のうち、基本的なもの（関税分類変更基準、付加価値基準、累積）についての解説を施している。したがって、第3部及び第4部を読む際には、必要に応じて第2部を参照していただくことが有益である。

第1部は、第2部以降を読み進めるに当たっての導入的な事項を記載したものであるが、特に第2章には、原産地規則の骨格を成す事項の説明を含めている。

第5部は、第4部までの記載内容に係る参考事項を取りまとめたものであり、必要に応じて参照いただきたい。

最後に付録として、以下の3つの論文を採録した。

- ・「主要国のFTAにおける原産地の証明手続及び検証手続の最近の傾向」香川里子「貿易と関税」2013年7月号-8月号（以下、「香川論文」又は「香川」）
- ・「自由貿易協定における原産地規則の比較研究—原産地証明・原産地検証制度に焦点を当てて—」山神秀樹・牛島咲子「貿易と関税」2009年5月号-6月号（以下、「山神・牛島論文」又は「山神・牛島」）
- ・「特惠制度の迂回防止策」澤部晶重「税関研修所論集」第36号（以下、「澤部論文」）

これらのうち、香川論文及び山神・牛島論文は、原産地証明制度・原産地検証制度にフォーカスした論考が「貿易と関税」に掲載されたものであり、今読み返してみても有益な示唆が得られるものと思われることから、ここに採録するものである。

また、澤部論文は、同氏が2008年3月に神戸大学法科大学院に提出した修士論文であり、財務省税関研修所発行の税関研修所論考第36号に掲載されたものである（本書においては一部抜粋している。）。同論文も貴重な視点を提示していると感じられたところから、併せて採録するものである。

これら3本の論文の採録に関しては、各論文の筆者よりご快諾をいただいております。また、澤部論文に関しては、財務省税関研修所からも採録のご承認をいただいたところであり、ここに

関係各位に感謝申し上げる次第である。

さて、本書の活用法であるが、筆者としては可能な限り第1部から通読して頂くことをお勧めしたいところである。

しかしながら、ご覧の通りの大部であり、時間的に難しいという方も多いかと思う。したがって、目的に応じて、例えば以下のような使い方が考えられる。

・あるEPAの特定の条文の意味について調べたい場合

第3部第1章に掲げる対照表を用いて、調べたいEPAの条文に対応するオーストラリアEPAの条文を確定し、その上で同部第2章のオーストラリアEPA条文の逐条解釈を参照する。

・あるEPAの品目別規則の意味について調べたい場合

第4部の3.及び4.を参照して、自分が知りたい品目別規則の解釈の方法を調べる。なお、関税分類変更基準又は付加価値基準に基づく品目別規則の解釈については、それぞれ第2部第2章第2節又は同章第3節における説明を併せて参照していただくことをお勧めする。

・原産地規則の主要な基本的概念（関税分類変更基準、付加価値基準、累積）について詳しく調べたい場合

第2部第2章及び第3章を参照する。なお、第2部第1章の説明も併せて参照していただくと、より一層理解が深まるものと思われる。

上記以外にも、目的に応じて、本書をご活用いただければと思う。

3. 本書がカバーするEPA及び本書におけるEPAの記載の順番について

2021年2月現在において、日本に関して効力を生じている経済連携協定（EPA）は表0-1に掲げる19本のEPAである。同表においては、EPAを発効日の順に記載している。

また、日本が締結しているが、発効していないEPAとしては、環太平洋パートナーシップ協定（本書において用いる略称：TPP12協定）がある。TPP12協定の署名は、モンゴルEPAの署名とTPP11協定の署名との間に行われている。

なお、本書の以下の説明においては、EPAを（発効日の順ではなく）署名日の順に並べた上で説明を行うこととするが、これは、以下の理由による。

すなわち、

・日本の各EPAにおける原産地規則は、程度の差こそあれ、当該EPAより前に策定されたEPAにおける原産地規則の影響を受けており、具体的にどのような影響を受けているかを確認するためには、EPAの策定順に追ってみるのが一番分かり易いと考えられること

・EPAの策定時点を厳密に特定することは困難であるが、署名日の順は、大まかには交渉の妥結順と言うことが可能であること

の2点から、署名日の順に並べることとするものである。

では、表0-1に掲げたEPAを、TPP12協定も含めて署名日の順に並べると表0-2の通りとなる（同表においては、EPAの略称のみを記載する。）。

表0-1

正式名称	本書において用いる略称
新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定	シンガポールEPA
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定	メキシコEPA
経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定	マレーシアEPA
戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定	チリEPA
経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定	タイEPA
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定	インドネシアEPA
経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定	ブルネイEPA
包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定	アセアン包括EPA
経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定	フィリピンEPA
日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定	スイスEPA
経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義国との間の協定	ベトナムEPA
日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定	インドEPA
経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定	ペルーEPA
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定	オーストラリアEPA
経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定	モンゴルEPA
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定	TPP11協定
経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定	日EU EPA
日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定	日米協定
包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定	イギリスEPA

さて、筆者は、表0-2に掲げた20本のEPAのうち、①シンガポールEPAから⑭オーストラリアEPAまで（ただし、②メキシコEPAを除く。）の13本のEPAの原産地規則の交渉に携わることができた。また、②メキシコEPAに関しては、署名後に協定の内容及び交渉過程等を調査の上、税関・関連業界に対する同EPAの周知作業に携わった。

その結果、それらの規則の内容については、十分とは言い難いものの、ある程度の知見を有していると言うことは可能ではないかと考えている。

本書においては、筆者のそれら知見に基づき、シンガポールEPAからオーストラリアEPAまでの14本のEPA（表0-2の太枠で囲った部分）の内容について解説を行うこととする。

なお、第3部第1章に掲げた条文番号対照表及び第4部においては、TPP11協定及び日EU EPAについて言及しているところ、必要に応じて参照されたい。

表0-2

署名日の順	発効日の順	EPA
①	①	シンガポールEPA
②	②	メキシコEPA
③	③	マレーシアEPA
④	⑨	フィリピンEPA
⑤	④	チリEPA
⑥	⑤	タイEPA
⑦	⑦	ブルネイEPA
⑧	⑥	インドネシアEPA
⑨	⑧	アセアン包括EPA
⑩	⑪	ベトナムEPA
⑪	⑩	スイスEPA
⑫	⑫	インドEPA
⑬	⑬	ペルーEPA
⑭	⑭	オーストラリアEPA
⑮	⑮	モンゴルEPA
⑯	—	TPP12協定
⑰	⑯	TPP11協定
⑱	⑰	日EU EPA
⑲	⑱	日米協定
⑳	⑲	イギリスEPA

4. 本書における記述法等について

(1) 本書において用いる略称

本書においては、表0-3に掲げる略称を使用する。

(2) 段落の階層構造

本書における段落の階層構造は以下のとおりとする。

第〇部—第〇章—(第〇節)—1.—(1)—①—・・・

本書において、他の箇所を引用する際に「上記第1章」、「下記3.」といった表現を用いるが、その解釈は以下に基づくものとする。

すなわち、引用される側の「かたまり」のレベル（上記の例で言えば、「章」、「3.」）より1つ上のレベルの「かたまり」（上記の例で言えば、「章」については「部」、「3.」については「章」）であって、引用する側と同じ「かたまり」の中に属するものを指すこととする。

より具体的に言えば、

①「第2部第2章」の中において「上記第1章」と言った場合には、『引用される側（＝上記第

表0-3

本書において使用する略称	正式名称又は通常用いられる名称等	備 考
AANZ FTA	ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Agreement アセアン-オーストラリア-ニュージーランド自由貿易協定（*）	
AFTA	ASEAN Free Trade Area アセアン自由貿易地域（*）	
(2004年当時の) AFTA原産地規則	AFTA Council 第17回 会 合（2003年9月1日カンボジア・プノンペンで開催）において改正が承認された後のRULES OF ORIGIN FOR THE CEPT SCHEME FOR AFTA	アセアンのウェブサイトより、2004年3月22日に閲覧・ダウンロードしたバージョンから引用する。
ATIGA	ASEAN Trade in Goods Agreement アセアン物品貿易協定（*）	
CCC	Customs Co-operation Council 関税協力理事会	
EC	European Communities 欧州共同体	
EEA	Agreement on the European Economic Area 欧州経済領域に関する協定（*）	
EEC	European Economic Community 欧州経済共同体	
EPA	Economic Partnership Agreement 経済連携協定	
EU	European Union 欧州連合	
FTA	Free Trade Agreement 自由貿易協定	
GSP	Generalized System of Preference 一般特恵関税制度	
HS	Harmonized System 統一システム	
HS条約	International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約	
NAFTA	North America Free Trade Agreement 北米自由貿易協定	(注2)
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構	

SAFTA	Agreement on South Asian Free Trade Area 南アジア自由貿易地域に関する協定（＊）	
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development 国連貿易開発会議	
UNCTAD 合意文書	1970年12月の第3回UNCTAD原産地作業部会において策定された、原産地規則に係るUNCTADとしての合意文書	第1部 第1章 第5節【補足1-5】参照
US	United States of America アメリカ合衆国	
WCO	World Customs Organization 世界税関機構	
WTO	World Trade Organization 世界貿易機関	
WTO 協定	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization	
改正京都規約	改正された税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約 International Convention on the Simplification and Harmonization of Customs Procedures, as amended	
ガット	関税及び貿易に関する一般協定 General Agreement on Tariffs and Trade	
1994年のガット	1994年の関税及び貿易に関する一般協定 General Agreement on Tariffs and Trade 1994	WTO 協定附属書 1Aの一部を構成
関税評価協定	1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定 Agreement on Implementation of Article VII of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994	WTO 協定附属書 1Aの一部を構成
旧京都規約	税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約 International Convention on the Simplification and Harmonization of Customs Procedures	
原産地規則協定	原産地規則に関する協定 Agreement on Rules of Origin	WTO 協定附属書 1Aの一部を構成
申告原産品情報提供法	経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成26年法律第112号）	
第1次ロメ協定	ACP-EEC Convention signed at Lome on 28 February 1975	
特定原産地証明書発給法	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成16年法律第143号）	

<p>ヤウンデ・ルール</p>	<p>ヤウンデ協定 (Convention of Association between the European Economic Community and the African and Malagasy States associated with that Community) (1963年7月20日ヤウンデにて署名) の下における原産地規則であるところの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Decision No. 5/66 of the Association Council on the definition of the concept of “originating products” for the purpose of implementing Title I of the Convention of Association and on the methods of administrative co-operation (1966年7月施行) 及び ・ Decision No. 6/66 of the Association Council defining the methods of administrative co-operation in Customs matters for the purpose of implementing the Yaounde Conventionの ANNEX Methods of administrative co-operation in Customs matters for the purpose of implementing the Yaounde Convention) (1966年7月施行) 	<p>(注3)</p>
-----------------	---	-------------

(注1)：(*)を付した和文は、筆者による仮訳

(注2)：本書においては、NAFTAの条文を掲げて日本の14本のEPAの条文との比較を行っている箇所が多数ある。本来であれば、2020年7月1日に発効したUSMCA (Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada) との比較を行うべきものかとも思われるが、後述する通り、NAFTAがメキシコEPAに大きな影響を及ぼしていることと鑑み、NAFTAを用いて説明を行う方が、より日本のEPAの条文の理解に資するものと考えられることから、NAFTAを用いて説明を行うこととしたものである。

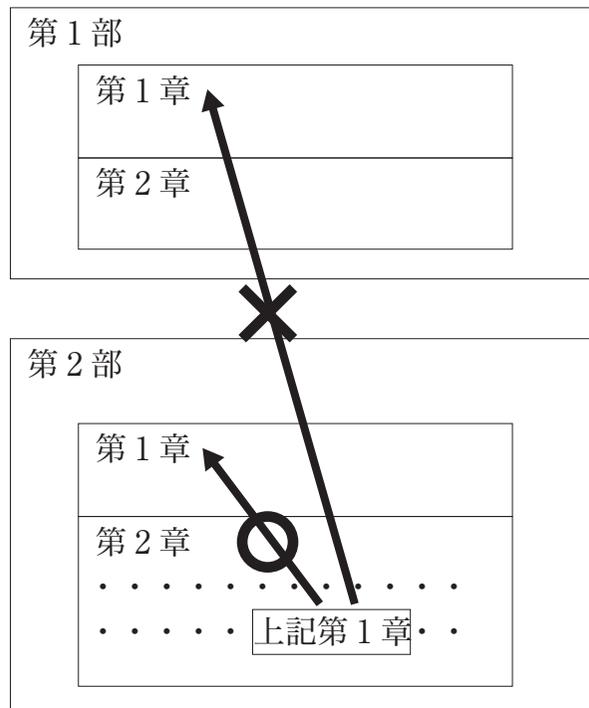
なお、本書において引用しているNAFTAのルールは、NAFTA Secretariatのウェブサイト (<http://www.nafta-sec-alena.org/>) より筆者が2004年10月12日に閲覧・ダウンロードして得られたテキストに基づいている。2021年2月現在、上記のNAFTA SecretariatのウェブサイトのURLにアクセスすると、USMCA Secretariatのウェブサイト (<https://www.can-mex-usa-sec.org/>) に自動転送されるようであるが、NAFTAのテキスト自体は、例えば、<http://www.sice.oas.org/Trade/NAFTA/NAFTATCE.ASP> (2021年2月10日閲覧) において確認可能である。

(注3)：テキストは<http://aei.pitt.edu/41028/1/A5119.pdf> (2021年2月10日閲覧) を参照のこと。

1章) のかたまりのレベル』は「章」であり、それより1つ上のレベルのかたまり (「部」) であって、引用する側 (=第2部第2章) と同じ「かたまり」(「第2部」) の中にあるものになることから、すなわち「第2部第1章」となり、「第1部第1章」を指すものではない。(図0-1参照)

- ②「第2部第1章1.」中において「下記3.」と言った場合には、『引用する側のかたまりのレベル』は「1.」であり、それより1つ上のレベルのかたまり (「章」) であって、引用する側と同じ「かたまり」(「第1章」) の中にあるものになることから、すなわち「第2部第1章3.」となり、「第2部第2章3.」を指すものではない。

図0-1



(3) 国内法令と協定（和文）との間での異なる表記法

国内法令では、その条文中において他の項・号を引用する際には、例えば「第3条第1項第2号」と呼んでおり、すなわち、「条」の1つ下のレベルを「項」、「条」の2つ下のレベルを「号」と呼んでいる。一方、協定（の和文）では「第3条1 (a)」といった呼び方をしており、「項」・「号」という呼称は使用していない。

本書においては、国内法令に関しては、そのまま「第1項」、「第2号」と記載する。

一方、協定に関しては、例えば「第3条1 (a)」の場合には、「条」の1つ下のレベルについては単に「1」又は「パラグラフ1」と、「条」の2つ下のレベルについては「サブパラグラフ (a)」と記載する。

(4) 国内法令及び協定（和文）の条文における数字・記号の表記法

国内法令及び協定（和文）は、官報等においては原則として縦書きであることから、数字は漢数字が用いられ（注）、また、例えば「m」、「%」といった単位記号も、それぞれ「メートル」、「パーセント」というカタカナ表記が用いられることが通例となっている。

横書きである本書において国内法令及び協定（和文）を引用する場合には、読み易さを確保するとの観点から数字は算用数字を用い、単位記号については、カタカナ表記ではなく「m」、「%」といった記号を記載した。

（注）ただし、国内法令においては「第○項」の番号、また協定においては各条のパラグラフの番号（＝例えば「第3.14条1 (a)」における「1」）は、漢数字ではなく算用数字が用いられている

ことに留意していただきたい。

(5) 国内法令及び協定（和文）における特定の用語の特徴的な用法

国内法令（及び協定の和文）においては、特徴的な用法で使用される用語がいくつかあり、本書の中の説明文においても、そのような用法に基づき使用しているものが多くある。その代表的例として、下記の3件について簡単に説明を加えることとする。

① 「当該」

国内法令等においては、「当該〇〇」という表現が多用されている。

これは、文章の中で任意の語句が複数回用いられる場合において、2回目以降に用いられる語句が、最初に用いられた語句と同一のものであることを指し示すために用いられる表現である。

すなわち、文中で「当該〇〇」が出て来た場合、同じ文でそれより前の部分において「〇〇」を探せば、「当該〇〇」が何を指し示しているかが分かることとなる。

なお、この場合において、「当該」で修飾される語句は単語のみならず、複数の単語が連結されたものであることもある。

では、インドネシアEPA第30条を例に挙げて具体的に見てみよう。

インドネシアEPA 第30条

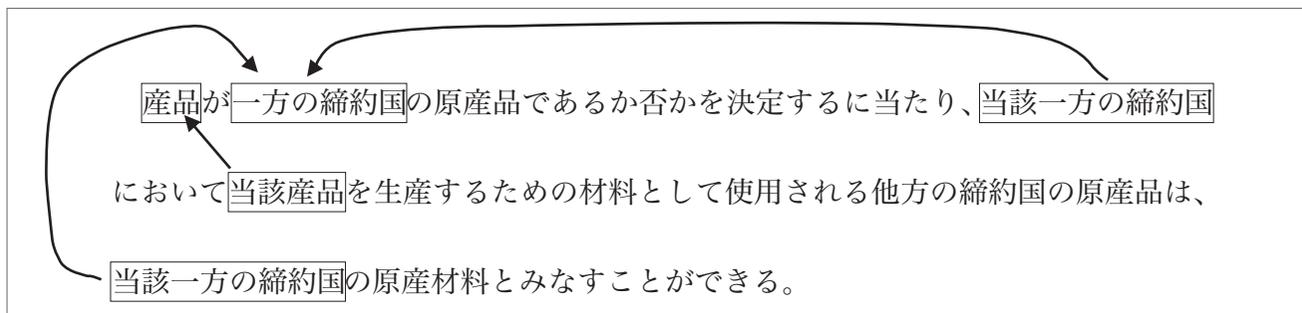
製品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

これを見ると「当該産品」と「当該一方の締約国」の2つの「当該〇〇」が用いられている。「当該産品」においては、「当該」は「産品」という単語を修飾しているが、一方、「当該一方の締約国」においては、「当該」は「一方の締約国」という複数の単語が連結されたものを修飾している。

では、これらの「当該産品」と「当該一方の締約国」が何を指し示しているかを図0-2において見てみよう。

2行目の「当該産品」の前に「産品」があるかどうかを見てみると、冒頭にあることから、「当該産品」は、この冒頭にある「産品」を指し示していることが分かる。

図0-2



また、1行目と3行目に計2回出てくる「当該一方の締約国」については、1行目の初めにあ
る「一方の締約国」を指し示している。

以上の説明を見ると、このような使い方をされる「当該」は、英文における“the”に対応す
るのではないかとと思われるかもしれないが、筆者はそのように理解している。

② 「及び」／「並びに」

「及び」／「並びに」は、いずれも2以上の要素を並置する場合に用いられる接続詞であるが、
国内法令等においては、一定のルールに基づき使い分けられている。

まず、同じレベルにある2つの要素（A、B）を並置する場合には、「及び」を用いて「A及
びB」と表す。

次に、「A及びB」というかたまりと、それと同じレベルにあるCとを並置する場合には、
（「及び」ではなく）「並びに」を用いて「A及びB並びにC」と表す。

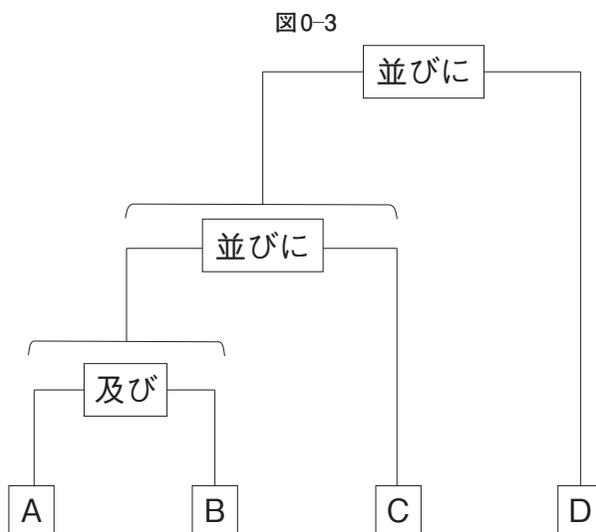
そして、「A及びB並びにC」というかたまりと、それと同じレベルにあるDとを並置する
場合には、再び「並びに」を用いて「A及びB並びにC並びにD」と表す。

更に上のレベルのものと繋げる場合にも、ここまでと同様に「並びに」を用いて表記するこ
ととなる。

すなわち、一番下のレベルの並置にのみ「及び」を用いて、それより上のレベルの並置には
すべて「並びに」を使うというルールとなっている（図0-3）。

上記の説明はやや抽象的であるところ、A：カエル、B：イモリ、C：トカゲ、D：タンポポ
という例を用いて作成した

『○○地区における【カエル及びイモリ並びにトカゲ並びにタンポポ】の保護を図るための
措置として、次の3案を検討する。』・・・(\$1)
という文で考えてみよう。



この文において、

- (a) カエルとイモリは、いずれも両生類に属し、同じレベルにある。
- (b) トカゲは爬虫類に属することから、両生類のカエル・イモリのそれぞれとは異なるレベルにある。しかしながら、両生類の「カエル、イモリ」というかたまりと爬虫類の「トカゲ」とが同じレベルにある。
- (c) 「タンポポ」は植物であり、動物の「カエル、イモリ、トカゲ」というかたまりと同じレベルにある。

以上より、

- ・まず、同じレベルにあるカエルとイモリとを「及び」を用いて「カエル及びイモリ」と繋ぎ、
- ・次いで、両生類の「カエル、イモリ」というかたまりと同じレベルにある爬虫類の「トカゲ」とを「並びに」を用いて「カエル及びイモリ並びにトカゲ」と繋ぎ、
- ・そして、動物の「カエル及びイモリ並びにトカゲ」というかたまりと同じレベルにある植物の「トカゲ」とを「並びに」を用いて「カエル及びイモリ並びにトカゲ並びにタンポポ」と繋いだ

ものである。

因みに、(\$1) においては、カエル、イモリ、トカゲ、タンポポの4つのすべてが保護の対象と解される。

では、EPAの条文より具体例を見てみよう。

アセアン包括EPA第23条(c)の第2文において、以下のように規定されている。

これらの規準には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行及び手続を含む。・・・(#)

この(#)の構造を図示してみると、図0-4のようになる。

すなわち、「詳細な規準」、「慣行」、「手続」の3つが同じレベルにあり、これらを「及び」を用いて「詳細な規準、慣行及び手続」と接続している。そして、この「詳細な規準、慣行及び手続」というかたまりと同じレベルにある「一般的に適用される概括的な指針」とを「並びに」を用いて「一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行及び手続」と接続したものである。

なお「及び」を用いて接続する要素が3つある場合には、『A、B及びC』と書き表し、『A及びB、C』とは書き表さないことに留意されたい。

③ 「又は」／「若しくは」

「又は」／「若しくは」は、いずれも2以上の要素を選択肢として並置する場合に用いられる接続詞であるが、国内法令等においては、一定のルールに基づき使い分けられている。

図0-4

一般的に適用される概括的な指針並びに 詳細な基準 慣行 及び 手続 を含む。

まず、同じレベルにある2つの要素（C、D）を選択肢として並置する場合には、「又は」を用いて「C又はD」と表す（図0-5）。

次に、「C又はD」というかたまりと、それと同じレベルにあるBとを選択肢として並置する場合には、①まず「C又はD」を「C若しくはD」に代え、②次いで「C若しくはD」と「B」との間を「又は」で接続して「B又はC若しくはD」と表す（図0-6）。

そして、「B又はC若しくはD」というかたまりと、それと同じレベルにあるAとを並置する場合には、上記と同様にして「A又はB若しくはC若しくはD」と表す（図0-7）。

更に上のレベルのものと繋げる場合にも、ここまでと同様に、一番上のレベルについては「又は」を用い、それより下のレベルについては「若しくは」を用いて表記することとなる。

すなわち、一番上のレベルの選択肢の並置にのみ「又は」を用いて、それより下のレベルの選択肢としての並置にはすべて「若しくは」を使うというルールとなっている。

上記の説明はやや抽象的であるところ、A：タンポポ、B：トカゲ、C：イモリ、D：カエルという例を用いて作成した

『○○地区における【カエル若しくはイモリ若しくはトカゲ又はタンポポ】の保護を図るための措置として、次の3案を検討する。』・・・(S2)

という文で考察してみよう。

- ・まず、同じレベルにあるカエルとイモリとが「若しくは」を用いて「カエル若しくはイモリ」と繋がれ、
- ・次いで、両生類の「カエル、イモリ」というかたまりと同じレベルにある爬虫類の「トカゲ」とが「若しくは」を用いて「カエル若しくはイモリ若しくはトカゲ」と繋がれ、
- ・そして、動物の「カエル若しくはイモリ若しくはトカゲ」というかたまりと同じレベルにある植物の「トカゲ」とを「又は」を用いて「カエル若しくはイモリ若しくはトカゲ又はタンポポ」と繋がれた

ものである。

因みに、(S2) においてはカエル、イモリ、トカゲ、タンポポの4つのうちのどれか1つが保護の対象と解される。

では、EPAの条文における例を見てみよう。

スイスEPA附属書2第3条(i) において以下のように規定されている。

当該締約国の関税地域において収集される産品であつて、当該関税地域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの・・・(*)（下線強調：筆者）

この(*)のうち、下線を付した部分の構造を簡略化すると

『Xのみに適するもの』

であり、この場合において

『X』 = 『処分 又は Yの回収』

『Y』 = 『部品 若しくは 原材料』

となっている。

図0-5

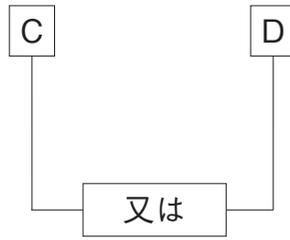


図0-6

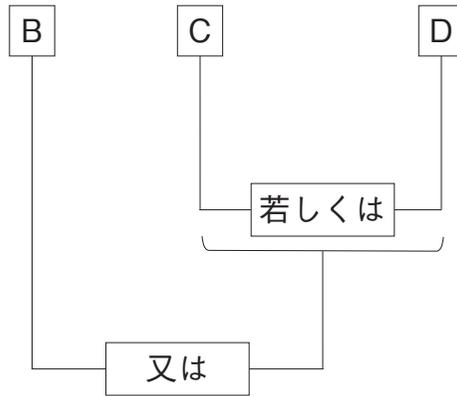


図0-7

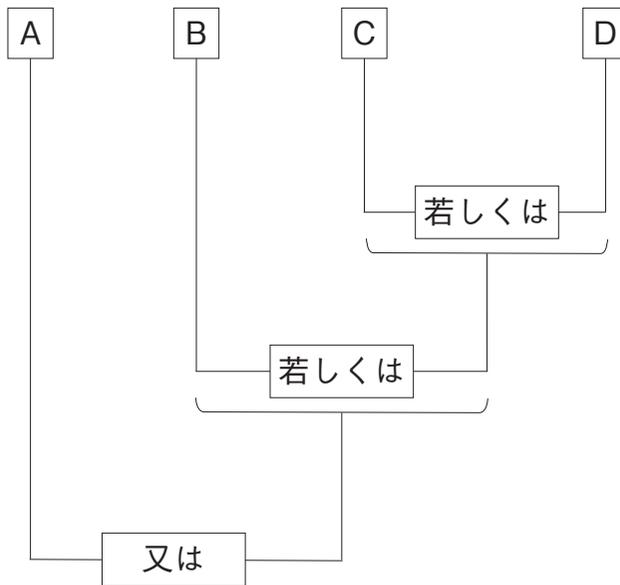
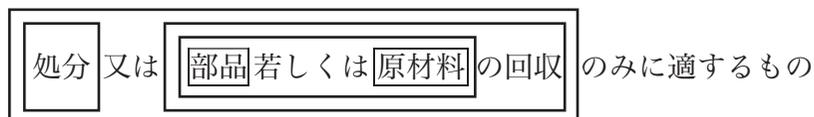


図0-8



これを図示してみると、図0-8のようになる。

(6) 同一の概念等に係る異なる表記

本書においては、各種法令・協定（和文）等を引用する場合には、可能な限り原文に忠実な引用を行うよう努めた。

その結果、引用元の法令・協定（和文）等における表記が異なることにより、下記の通り異なる表記が混在している例があるが、これらは決して誤植や記載ミスではないことにご留意いただきたい。

① 同一の概念を表しながら2種類の用語を用いているもの

これには、種々のものがあるが、以下に代表的な事例を2つ掲げる。

(a) “parts” ↔ 「部分品」／「部品」

英文の“parts”に相当する表記として、「部分品」と「部品」が用いられている。

「部分品」は、HS条約附属書（の和文）及びそれを受けた関税定率法別表や、関税暫定措置法等において用いられている。

「部品」は、各EPA（経済連携協定）の和文において用いられている。

（注）より厳密に言えば、HS条約附属書（2017年版）（和文）及びそれを受けた関税定率法別表においても、

電子部品、構成部品、補助部品、接続用部品、個別部品、部品

という6種類の語句（計9カ所）において「部品」という用語が用いられている。しかしながら、これらはいずれもcomponent (s) 又はelementsの訳語として用いられており、partsの訳語として用いられているものではない。（表0-4参照）

なお、法令等の引用箇所以外の説明文においては、文脈の許す限りにおいて、「部分品」を用いた。

(b) “good (s)” ↔ 「物品」／「産品」

英文の“good (s)”に相当する表記として、「物品」と「産品」が用いられている。

「物品」は、HS条約附属書（の和文）及びそれを受けた関税定率法別表、原産地規則協定（の和文）等において用いられている。

一方、「産品」は、各EPA（経済連携協定）の原産地規則関連規定（の和文）において用いられている。

なお、法令等の引用箇所以外の説明文においては、基本的には「産品」を用いることとしたが、文脈に応じて「物品」を用いた箇所もある。

② 同一の語でありながら2種類の表記を用いているもの

国内法令・協定（和文）における用字法は時代により少しずつ変化をしており、同一の語で

表0-4

規定箇所	和文表記	英文表記
第84類注9 (B)	電子部品	electronic components
8483.40、8483.90	構成部品	elements
8708.50	構成部品	components
第85類注3	補助部品	ancillary components
第85類注6	接続用部品	connecting elements
第85類注9 (b) (ii)	個別部品	discrete components
第85類注9 (b) (iv) 柱書き	部品	component
第85類注9 (b) (iv) 柱書き	個別部品	discrete (component)

あっても表記法が異なっているものが多くある。以下に1つ例を挙げる。

・「すべて」 ↔ 「全て」

表0-2における署名日の順①のスイスEPAまでの各EPAにおいては、「すべて」が用いられ、署名日の順②のインドEPAからの各EPAにおいては「全て」が用いられている。

なお、引用箇所以外の説明文においては、文脈の許す限りにおいて「すべて」で統一した。

(7) 文中の特定の語句等を他の箇所において指し示す方法について

本書の本文中においては、既出のやや長めの語句や文を指し示す場合において、記述の簡素化を目的として(*)、(#)等の記号を用いている。

その例として、第3部第2章中の第3.24条の「5.本規定の沿革及び他のEPA等との比較」における以下の記述を取り上げる。

マレーシア以降の各EPAにおいては、原産地証明書の記載要領（運用上の手続規則（協定より一段下のレベルにある。）等の付録等において定められている。）にメキシコEPAにおけるのと同様の規定(*)を定めるとともに、運用上の手続規則等の本文にも「第三国インボイスを受け入れる」旨の規定(#)が定められている。なお、アセアン包括、ベトナム及びオーストラリアにおいては、協定レベルにおいて上記の(#)の規定が定められており、また、ペルーEPAにおいては協定の附属書に定められている原産地証明書の記載要領において上記の(*)の規定が定められている。

この例においては、

(*) = 「メキシコEPAにおけるのと同様の規定」

(#) = 「第三国インボイスを受け入れる」旨の規定」

となっており、冗長性を排除するとの観点から(*)及び(#)を用いたものである。

(8) 和訳が策定されていない英文の協定等の規定を引用する際の和訳について

運用上の手続規則や他国のFTA等、和訳が策定されていないものを引用する際には、原文(英文)を掲げるとともに、読者の理解を促進するとの観点から、筆者の責任において作成した仮訳も可能な限り併せて掲載した。

表0-5

英文表記	訳語	EPAにおける登場箇所
Article 1、Article 2、…	第1条、第2条、…	すべてのEPA
Rule 1、Rule 2、…	第1規則、第2規則、…	アセアン包括EPA附属書4等
Annex	附属書	すべてのEPA
Appendix	付録	スイスEPA附属書2第4条2等
	付表	インドEPA附属書2

当該仮訳の作成に当たっては、EPAと同一の表現がある場合には、原則としてEPAにおける訳語を採用した。

このルールに従って採用した訳語のうちの代表的なもの及び、当該代表的なものがどのEPAのどこに登場しているかを表0-5に示す。(なお、Appendixについては「付録」と「付表」の2つがあるが、本書における仮訳においては「付録」を採用した。)

さて、余談ではあるが、EPAに係る解説書・ウェブサイト上の記事においてAnnexの訳語である「附属書」のことを、「**付**附属書」と記載している事例が多く見られるようである。

しかしながら、これは誤りである。国内法令・協定(の和文)においては、必ず「**附**附属書」と記載されているので留意されたい。(ただし、「付録」・「付表」は「**付**録」・「**付**表」であって、「**附**録」・「**附**表」ではないことにも併せて留意いただきたい。)

5. 参考資料等

本書の作成に当たっては、以下のウェブサイト(記載のURLはいずれも2021年2月10日現在のもの)を参照した。引用する際には、可能な限り2021年1月現在のものとした。

○EPAの条文(和文及び英文)：

外務省ウェブサイト トップページ>外交政策>経済外交>経済上の国益の確保・増進>我が国の経済連携協定(EPA/FTA)等の取組 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>)

○関係国内法令：

e-Gov 法令検索 (<https://elaws.e-gov.go.jp/>)

○財務省関税局長通達：

税関ウェブサイト トップページ>所管法令等>通達 (<https://www.customs.go.jp/kaisei/hourei.htm#tsutatsu>)

○原産地規則の内容に係る解釈については、

税関ウェブサイト トップページ>原産地規則ポータル (<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>)

に掲載されている各種資料、とりわけ、

EPA原産地規則マニュアル (<https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf>) 及び

一般特惠関税マニュアル (<https://www.customs.go.jp/roo/origin/ippan.pdf>)

まえがき

を参照した。

なお、上記以外に参考とした書籍及びウェブサイトについては、引用した箇所において個別に記載した。

6. 最後に

冒頭でも記載した通り、本書（付録の参考論文を除く。以下、このパラグラフにおいて同じ。）は、筆者の知見に基づき作成したものである。したがって、本書において示した意見・解釈は、すべて筆者の個人的見解に基づくものであり、また、本書の内容に係る一切の責任は、筆者が負うものである。

本書（付録の参考論文を含む。以下同じ。）の基となった、「貿易と関税」及び「貿易実務ダイジェスト」における連載記事の作成に当たっては、当時の多くの関係者の方々のご協力をいただいた。また、本書自体の作成に当たっても、直接間接を問わず、多くの方々のご助力をいただいたところである。それらの方々に対してここに改めて感謝申し上げる。

特に日本関税協会において本書をご担当いただいた澤井一郎氏には深く感謝申し上げます。筆の遅い…いや、PCのキーボード入力が遅いと言うべきであろうか…筆者に対して、長年にわたり、時として暖かく励ましていただき、時として叱咤激励をいただき、何とか本書の完成にこぎつけることができた次第である。澤井氏なしに本書は成り立ち得なかったところであり、改めて感謝申し上げます。

筆者プロフィール

日本貿易学会一般会員。

1995年から2001年までの間の財務省関税局在籍時において、WTO非特惠原産地規則調和作業及び日シンガポールEPAにおける原産地規則の交渉を担当。

2005年より2009年まで、財務省関税局関税課原産地規則専門官として、日マレーシアEPAから日オーストラリアEPAまでの12本のEPAの原産地規則の交渉を担当。

(了)